



**「WebでEco!」を
ぜひご利用ください。**

「WebでEco!」とは、地球環境保護のため、「ご契約のしおり(兼保険金請求方法のご案内)」、本冊子「ペット保険普通保険約款および特約」および「保険金請求書」の送付を省略させていただくことです。弊社ホームページから閲覧・ダウンロードができます。

ご協力いただける場合は、マイページの「WebでEco!」からお手続きください。次年度のご継続時より、送付を省略させていただきます。

※多頭契約の場合、契約ごとの登録が必要です。

ペット保険普通保険約款 および特約

ペット保険普通保険約款	……………	P 2
ペット賠償責任特約	……………	P10
継続契約特約	……………	P13
通信販売特約	……………	P14
特定傷病除外特約	……………	P14
待機期間不適用特約	……………	P14
包括契約特約(毎月精算方式)	……………	P15
包括契約特約(一括精算方式)	……………	P15
精算特約(一括精算方式用)	……………	P16
団体扱・集団扱特約	……………	P16
入院および手術のみの支払特約	……………	P18

第1章 用語の説明

普通約款およびこの保険契約に適用される特約において、次にかかきずる用語の意味は、それぞれ次のとおりとします。

- (1) 普通約款
このペット保険普通保険約款をいいます。
- (2) 保険期間
保険証券(保険証券に代わる書面を含みます。以下「保険証券等」といいます。)記載の保険期間をいい、当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時(保険証券等にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻)に始まり、末日の午後12時に終わります。なお、時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 待機期間
初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて30日を経過した日の午後12時までの期間をいい、当会社は、第8号②に定める疾病を発症した時がその期間の終了前である場合は保険金を支払いません。
- (4) 保険金
入院、手術または通院に基づき算出する保険金をいいます。
- (5) 被保険者
 - ① 保険証券等記載の被保険者(「本人」といいます。)のほか、次にかかきずる者をいいます。
 - ア. 本人の配偶者
 - イ. 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
 - ウ. 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
 - ② ①の本人と本人以外の被保険者との続柄は、家庭どうぶつが第8号に定める傷病の原因が生じた時におけるものをいいます。
 - ③ ①の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当会社は、保険契約者または被保険者がその事由に基づく本人の変更を当会社に申し出て、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。
- (6) 家庭どうぶつ
愛がん動物または伴侶動物(コンパニオンアニマル)として、家庭等で飼養、管理されている動物および身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に定める盲導犬、介助犬および聴導犬をいい、保険証券等記載のものをいいます。
- (7) 傷病
 - ① 傷害
家庭どうぶつが急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食物中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
 - ② 疾病
家庭どうぶつが被った①以外の傷病をいいます。
- (8) 傷病の原因が生じた時
 - ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時をいいます。
 - ② 疾病については、獣医師法(昭和24年法律第186号)に定める獣医師が診断した発症の時をいいます。獣医師が被保険者である場合は、被保険者以外の獣医師をいい、以下同様とします。
- (9) 動物病院
獣医療法(平成4年法律第46号)に定める診療施設をいいます。
- (10) 診療
獣医師または獣医師の指示により動物病院の従業員が行う発症の原因を究明するための診察(検査を含みます。)およびその診察に基づく治療行為ならびにこれらに付随する一連の医療行為をいい、予防措置を含みません。
- (11) 入院
診療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、家庭どうぶつを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。
- (12) 手術
診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいい、全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。
- (13) 通院
診療が必要な場合において、動物病院に通わせ、診療を受けることをいいます。
- (14) 動物取扱業者
動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に定める動物取扱業の登録を受けた者をいいます。
- (15) 告知事項
次にかかきずる危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書または告知書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。

家庭どうぶつの種類、品種、体重、年齢、健康状態および他の保険契約等に関する事項等

- (16) 危険
傷病を被る可能性をいいます。
- (17) 無効
この保険契約のすべての効力が契約締結時から生じなかったものとなることをいいます。
- (18) 失効
この保険契約のすべての効力を所定の事由が生じた時に降失うことをいいます。

- (19) 他の保険契約等
この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- (20) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (21) 代位
権利を有する者に代わってその者の権利を取得することをいいます。
- (22) 継続契約
普通約款に基づく保険契約のうち、次にかかげる事項の両方にあてはまるものをいいます。
① 継続前契約の保険期間の末日(継続前契約がその末日より前に解除となっていた場合はその解除日)の翌日を保険期間の初日とすること。
② 家庭どうぶつが同一であること。
- (23) 初年度契約
普通約款に基づく保険契約のうち、第22号に定める継続契約以外のものをいいます。

第2章 保険金を支払う場合、支払わない場合

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が負担した診療費が次にかかげる両方にあてはまる場合は、その診療費に対して、普通約款に従い保険金を支払います。

- (1) 家庭どうぶつが傷病を被ったことによる診療費であること。
- (2) 保険期間中、かつ、日本国内での診療による診療費であること。

第2条(保険金を支払わない場合-その1)

- 1 当会社は、保険期間が始まった後も、傷病の原因が生じた時が保険料領収前である場合は、保険金を支払いません。
- 2 診療の原因が傷害であるときは、その傷害の原因となった事故発生の時が、保険期間の始まる前(この保険契約が継続契約であるときは、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の始まる前とします。)である場合は、当会社は、保険金を支払いません。
- 3 診療の原因が疾病であるときは、その疾病が発症した時が、待機期間の終了前(この保険契約が継続契約であるときは、この保険契約が継続されてきた初年度契約の待機期間の終了前とします。)である場合は、当会社は、保険金を支払いません。

第3条(保険金を支払わない場合-その2)

- 1 当会社は、次にかかげる事由のいずれかによって被った傷病に対しては、保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失。なお、保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (2) 被保険者の精神障害、泥酔状態、心神喪失または薬物依存等による行為
 - (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - (4) 家庭どうぶつに対して飼餌または給水等基本的な管理を怠ったこと。
 - (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (6) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波もしくは風水害等の自然災害
 - (7) 核燃料物質(使用済核燃料を含みます。)もしくは核燃料物質(前と同じ。)によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特長による事故
 - (8) 第5号から第7号までの事由に随伴して生じた事故またはこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (9) 第7号以外の放射線照射または放射能汚染
- 2 当会社は、別表1にかかげる事由のいずれかによって被保険者が負担した診療費に対しては、保険金を支払いません。
- 3 当会社は、被保険者が負担した予防のためのワクチン接種費用およびマイクロチップの埋込費用に対しては、保険金を支払いません。

第4条(損害の額)

- 1 当会社は、被保険者が負担した診療費から第3条(保険金を支払わない場合-その2)に定める保険金を支払わない場合にあてはまる診療費等を差し引いた診療費につき、その診療が行われた地において一般に認められる金額に対して、保険証券等記載の支払割合を乗じた額を損害の額として保険金を支払います。
- 2 被保険者が当会社と提携する機関から第1項に定める費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者がその費用を負担したもとして、第1項、第5条(保険金の限度額)および第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定により算出した保険金をその機関に支払います。

第5条(保険金の限度額)

- 1 第4条(損害の額)に定める保険金は、保険期間を通じ、保険証券等記載の診療の形態ごとに定める支払限度額とそれぞれに対応する限度日数または限度回数を限度とします。なお、1傷病につき複数回の手術が必要な場合は、1傷病であっても保険証券等記載の限度回数を、1日に複数回通院した場合であっても、保険証券等記載の1日あたりの限度額をそれぞれ適用します。
 - (1) 入院または入院中に手術が行われた場合
 - ① 入院のみの場合
入院における1日あたりの支払限度額×入院日数
 - ② 入院中に手術が行われた場合
入院における1日あたりの支払限度額×入院日数+手術における1回あたりの支払限度額×手術回数
 - (2) 通院または通院当日に手術が行われた場合
 - ① 通院のみの場合
通院における1日あたりの支払限度額
 - ② 通院当日に手術が行われた場合
通院における1日あたりの支払限度額+手術における1回あたりの支払限度額×手術回数
- 2 第1項に定める限度日数および限度回数は、保険期間中に診療がなされたものに限りです。

第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、第4条(損害の額)に定める損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- (1) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- (2) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
被保険者が負担した診療費から第3条(保険金を支払わない場合-その2)に定める保険金を支払わない場合にあてはまる診療費等を差し引いた診療費(その診療が行われた地において一般に認められる金額とします。)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第7条(他の傷病の影響)

- 1 家庭どうぶつが傷病の原因が生じた時既に存在していた別の傷病の影響により、または傷病を被った後にその原因と関係なく被った別の傷病の影響により、傷病が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。
- 2 正当な理由がなく被保険者または保険契約者が診療を受けさせなかったことにより、傷病が重大となったときも、第1項の方法で支払います。

第3章 基本条項

第8条(告知義務)

- 1 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約の締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- 2 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合は事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 3 動物取扱業者で満0歳(0歳)の家庭どうぶつを購入と同時に保険契約を締結した初年度契約の場合は、第1項の規定を適用しません。
- 4 この保険契約が継続契約である場合は、第1項の規定を適用しません。ただし、この保険契約における支払責任額が、この保険契約の継続前契約に比べて当会社の支払責任額を加重するものである場合は、同項の規定を適用することがあります。
- 5 第2項の規定は、次にかかげる場合のいずれかにあてはまるときは、適用しません。
 - (1) 第2項に定める事実がなくなった場合
 - (2) 当会社が保険契約締結の際、第2項に定める事実を知っていた場合または過失によってその事実を知らなかった場合。なお、当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者が、その事実の告知を妨げた場合またはその事実を告知しないこともしくはその事実と異なることの告知を勧めた場合を含みます。
 - (3) 当会社のために保険契約の媒介を行うことができる者が、保険契約者または被保険者が第2項に定める事実の告知を妨げた場合
 - (4) 当会社のために保険契約の媒介を行うことができる者が、保険契約者または被保険者に対し、第2項に定める事実の告知をしないことまたはその事実と異なることの告知を勧めた場合
 - (5) 保険契約者または被保険者が、家庭どうぶつが傷病を被る前に、告知事項につき、訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告知されていたとしても、当会社が保険契約を締結してと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
- 6 第5項第3号および第4号の規定は、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第2項に定める事実を告知しなかった場合またはその事実と異なることを告知したと認められる場合は、適用しません。
- 7 第2項に定める解除は、当会社が同項に定める解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合は、適用しません。

【民法(明治20年法律第89号)に基づく期間の数え方】

- ・期間の初日は、算入しません。
- ・1か月、5年は、暦に従って計算します。
- ・月または年の初めから起算しない場合は、起算日に応当する日の前日に満了します。
- ・応当する満了日がない場合は、その月の末日に満了します。
- ・なお、第31条(時効)も同様とします。

- 8 第2項に定める解除が傷病を被った後に適用された場合であっても、第22条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- 9 第8項の規定は、第2項に定める事実に基づかずには被った傷病については、適用しません。

第9条(保険契約者の住所変更)

保険契約者または被保険者等記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第10条(被保険者による保険契約の解除請求)

- 1 保険証券等記載の被保険者(「本人」といいます。)が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかにあてはまる場合は、その本人は、保険契約者に対し、この保険契約のその本人に係る部分を解除することを求めることができます。
 - (1) この保険契約の本人となることについての同意をしていなかった場合
 - (2) 保険契約者による、第20条(重大事由による解除)第1項第1号または第2号に該当する行為のいずれかがあった場合
 - (3) 保険契約者が、第20条第1項第3号①から⑤までのいずれかに該当する場合
 - (4) 第20条第1項第4号に規定する事由が生じた場合
 - (5) 第2号から第4号までのほか、保険契約者が、第2号から第4号までの場合と同程度に本人のこれら

の者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

- 2 保険契約者は、第1項第1号から第5号までのいずれかにあてはまる場合において、本人から第1項に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約のその本人に係る部分を解除しなければなりません。
 - 3 本人は、第1項第1号に該当する場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約のその本人に係る部分を解除することができます。ただし、健康保険証等、本人であることを証する書類の提出があった場合に限りします。
 - 4 第3項の規定によりこの保険契約が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、そのことを書面により通知するものとします。
- 5 当会社は、第2項または第3項の通知を受けた場合には、第2項の通知のときは保険契約者に対して、第3項の通知のときは本人に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第11条 (保険料の払込方法等)

- 1 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、保険証券等記載の払込期日(以下「払込期日」といいます。)までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券等に初回保険料の払込期日(以下「初回払込期日」といいます。))の記載がない場合には、保険契約者は、初回保険料をこの保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。
- 2 次の第1号および第2号のすべてにあてはまる場合は、当会社は、初回保険料払込前に生じた保険事故に対して、第2号(保険金を支払わない場合-その1)第1項およびこの保険契約に適用される他の特約に定める初回保険料領収前に生じた保険事故に関する規定を適用しません。
 - (1) 初回払込期日の記載があること。
 - (2) 初回払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みがあること。
- 3 次の第1号および第2号のすべてにあてはまる場合に、最初に保険料の払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した払込期日までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は、既に支払った保険金の返還を請求することができます。
 - (1) 払込期日の記載がある場合
 - (2) 保険契約者が、保険事故の発生の日以前に到来した払込期日に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合

4 この保険契約に定められた年間の総保険料(以下「年額保険料」といいます。)の払込みを完了する前に、支払うべき保険金が保険証券等記載のすべての限度日数および限度回数に達する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、未払分割保険料(年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。)の全額を一括して払い込まなければなりません。

- 5 次の第1号から第3号までのすべてにあてはまる場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとして、その保険事故に対する損害に対して保険金を支払います。
 - (1) 保険事故およびその原因が生じた日が初回払込期日以前である場合
 - (2) 保険契約者が初回払込期日までに払い込むことの確約を行った場合
 - (3) 当会社が第2号の確約を承認した場合
- 6 第5項第2号に定める確約に反して、保険契約者が初回払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。
- 7 保険契約者は、当会社に書面等により通知して承認を請求した場合において、当会社がこれを承認したときは、保険料払込方法を変更することができます。

第12条 (保険料の払込方法-口座振替方式)

- 1 この保険契約の締結の際に、次の第1号および第2号のすべてにあてはまる場合は、保険契約者は、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等(以下「提携金融機関」といいます。))における振替日(以下「払込日」といいます。)に保険料を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、払込日の前までにその払込日に払い込むべき保険料相当額を保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。))に預けておかなければなりません。
 - (1) 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
 - (2) 当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続きがなされていること。
- 2 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、払込日が第1項第1号の提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込日に払込みがあったものとみなします。
- 3 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、初回払込期日までに初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を初回払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- 4 保険契約者が初回払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みを怠った場合において、保険契約者が故意または重大な過失がなかったと当会社が認める場合は、第11条(保険料の払込方法等)第2項第2号に定める「初回払込期日」の属する月の翌月末(以下「初回払込期日の属する月の翌々月末」)に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は、保険契約者に対して初回払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求することができます。
- 5 保険料払込方式が口座振替の方式以外の場合で、次の第1号および第2号のすべてにあてはまる場合は、保険契約者は、当会社が定める時以降に請求する保険料を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合は、口座振替の方式により初めて払い込む保険料を初回保険料とみなして第1項から第3項までの規定を適用します。
 - (1) 保険契約者から当会社に書面等により、保険料払込方法を口座振替の方式に変更する申出があるとき。
 - (2) 当会社が第1号の申出を承認する場合

第13条 (保険料の払込方法-クレジットカード払方式)

1 保険契約の締結の際に、次の第1号および第2号のすべてにあてはまる場合は、保険契約者は、保険料をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。

- (1) 保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合
 - (2) 当会社が第1号の申出を承認する場合
- 2 第1項の場合、次の規定の適用においては、当会社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用される当会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。))が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとしてみなします。
 - (1) 第11条(保険料の払込方法等)第1項および第2項
 - (2) 第15条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)第1項
 - 3 当会社は、次の第1号または第2号のいずれかにあてはまる場合は、第2項の規定は適用しません。
 - (1) 当会社がクレジットカード会社からその払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してその払込期日に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、保険料が払い込まれたものとみなして、第2項の規定を適用します。
 - (2) 会員規約等に規定する手続きが行われない場合
 - 4 第3項第1号の保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者がクレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。
 - 5 当会社がクレジットカード会社から払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料については、当会社が承認しない限り、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。
 - 6 保険料払込方法がクレジットカード払の方式以外の場合で、次の第1号および第2号のすべてにあてはまる場合は、保険契約者は、当会社が定める時以降に請求する保険料をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。この場合は、第1項から第5項までの規定を準用します。
 - (1) 保険契約者から当会社に書面等により、保険料払込方法をクレジットカード払の方式に変更する申出があるとき。
 - (2) 当会社が第1号の申出を承認するとき

第14条 (口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更)

1 保険料払込方法が口座振替の方式またはクレジットカード払の方式の場合で、次のいずれかにあてはまる場合は、保険契約者は当会社が定める時以降に請求する保険料を当会社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当会社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

- (1) 保険契約者から当会社に書面等により、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式以外の方式による保険料の払込みの申出があり、当会社がこれを承認する場合
- (2) 第13条(保険料の払込方法-クレジットカード払方式)第5項の規定に基づき当会社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しない場合で、保険契約者が第12条(保険料の払込方式-口座振替方式)第5項の規定に基づく口座振替の方式による保険料の払込みを行わないとき。

第15条 (第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)

第2回目以降の保険料について、保険契約者がその保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた保険事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第16条 (保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、この保険契約は無効とします。

第17条 (保険契約の失効)

保険契約締結の後、家庭どうぶつが死亡した場合は、この保険契約は失効します。

第18条 (保険契約の取消)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第19条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第20条 (重大事由による解除)

- 1 当会社は、次にかけられる事由のいずれかにあてはまる場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を被らせ、または被らせようとしたこと。
 - (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - (3) 保険契約者または保険証券等記載の被保険者(「本人」といいます。))が次のいずれかにあてはまること。
 - ① 反社会的勢力(注)にあてはまると認められること。
 - ② 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - (4) 他の保険契約等との重複によって、家庭どうぶつに係る保険金の支払限度額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - (5) 第1号から第4号までにかかけられるものほか、保険契約者または被保険者が、第1号から第4号までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を

困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団員、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

2 当会社は、本人以外の被保険者が第1項第3号①から③までまたは⑤のいずれかにあてはまる場合には、保険契約者に対する書面をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

3 第1項または第2項に定める解除が傷病を被った後になされた場合であっても、第22条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、第1項各号のいずれかの事由または第2項の解除の原因となる事由が生じた時から解除が適用された時までには、被った傷病に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

4 保険契約者または被保険者が第1項第3号①から⑤までのいずれかにあてはまることにより第1項または第2項の規定による解除が適用された場合には、第3項の規定は、第1項第3号①から③までまたは⑤のいずれにもあてはまらない被保険者が負担した診療費に対しては、適用しません。

第21条(保険料不払による保険契約の解除)

1 当会社は次の第1号から第4号までのいずれかにあてはまる場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(1) 初回保険料について、第11条(保険料の払込方法等)第2項第2号に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券等に初回払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。

(2) 保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第15条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合

(3) 保険料の払込方法が月払の場合において、払込期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込むべき保険料の払込みがないとき。

(4) 保険料の払込方法が月払の場合において、保険契約者が保険料を第11条第2項第2号に規定する期日または第15条に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその翌月の払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認めるとき。

2 第1項第4号の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金(注)があるときは、当会社はこの保険金(注)相当額の返還を請求することができます。

(注) 払込みを怠ったと当会社が認めた保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日の翌日以降に発生した保険事故に対して、支払った保険金に限りです。

第22条(保険契約解除の効力)

1 保険契約の解除は、解除した時から将来に向かってのみその効力を生じます。

2 第1項の規定にかかわらず、第21条(保険料不払による保険契約の解除)第1項の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、次の第1号から第4号に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

(1) 第21条第1項第1号の規定による解除の場合は、保険期間の初日

(2) 第21条第1項第2号の規定による解除の場合は、第21条第1項第2号に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

(3) 第21条第1項第3号の規定による解除の場合は、第21条第1項第3号に規定する次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

(4) 第21条第1項第4号の規定による解除の場合は、第21条第1項第4号に規定する期日の前月の払込期日

第23条(保険料の返還または請求告知義務の場合)

1 第8条(告知義務)第1項の規定により告知された内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

2 当会社が、保険契約者に対し第1項の規定による追加保険料の請求をしたにもかかわらず、保険契約者が相当の期間内にその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

3 第1項の規定による追加保険料を請求する場合において、第2項の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第24条(保険料の返還-無効または失効の場合)

1 保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第16条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合は、保険料を返還しません。

2 保険契約が失効となる場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、支払うべき保険金が保険証券等記載のすべての限度日数および限度回数に達している場合は、保険料を返還しません。

第25条(保険料の返還-取消の場合)

第18条(保険契約の取消)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第26条(保険料の返還-解除の場合)

1 第8条(告知義務)第2項、第20条(重大事由による解除)第1項または第23条(保険料の返還または請求告知義務の場合)第2項の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

2 第19条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合も、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、この保険契約の保険料の払込方法が分割払である場合は、年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額と未経過期間に対応する分割払保険料の総額とに差額がある場合はその差額を返還または請求します。

3 第21条(保険料不払による保険契約の解除)第1項第2号または第3号の規定により、当会社が保険

契約を解除した場合には、年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額と未経過期間に対応する分割払保険料の総額とに差額がある場合はその差額を返還または請求します。

第27条(傷病を被った場合の通知)

1 家庭どうぶつが傷病を被った場合は、保険契約者または被保険者は、傷病の原因が生じた時からその日を含めて30日以内に傷病を被った状況および傷病の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときは、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害または傷病の調査に協力しなければなりません。

2 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1項の規定に違反した場合、または同項に定める書面もしくは書類に事実と異なることを記載し、または書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第28条(保険金の請求)

1 当会社に対する保険金請求権は、家庭どうぶつが傷病を被った結果、日本国内において診療を受け、被保険者が診療費を負担した時に発生し、これを行使することができるものとします。

2 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表2にかかげる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

3 被保険者が保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次にかけられる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

(1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

(2) 第1号に定める者がいない場合または第1号に定める者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

(3) 第1号および第2号に定める者がいない場合または第1号および第2号に定める者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

または第2号以外の3親等内の親族

4 第3項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

5 当会社は、傷病の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、第2項にかかげるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

6 当会社は、保険契約者または被保険者が次にかけられる場合のいずれかにあてはまるときは、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(1) 正当な理由がなく第5項の規定に違反した場合

(2) 第2項または第5項に定める書類に事実と異なる記載をした場合

(3) 第2項または第5項に定める書類もしくは証拠を偽造または変造した場合

第29条(保険金を支払う時期)

1 当会社は、被保険者が別表2にかかげる書類のうち当会社が求めるものの提出を完了した日からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次にかかげる事項のすべてについて確認を終え、保険金を支払います。

(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、傷病の原因、傷病を被った状況、傷病の有無および保険証券等記載の家庭どうぶつにあてはまる事実

(2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由にあてはまる事実の有無

(3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷病の程度、傷病の原因と傷病との関係、診療の経過および内容

(4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由にあてはまる事実の有無

2 第1項の確認をするため、次にかかげる特別な照会または調査が不可欠な場合は、同項の規定にかかわらず、当会社は、被保険者が別表2にかかげる書類のうち当会社が求めるものの提出を完了した日からその日を含めて次にかかげる日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認に必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。また、次にかかげる日数の両方にあてはまる場合は、第1号に定める日数とします。

(1) 第1項各号の事項を確認するための、動物病院、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

(2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における第1項各号の事項の確認のための調査 60日

3 第1項および第2項にかかげる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったもしくは必要な協力を行わなかった場合は、当会社は、これにより確認が遅延した期間については、第1項および第2項に定める期間に算入しないものとします。

4 第1項または第2項に定める保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第30条(当会社の指定する獣医師による診療等の要求)

1 当会社は、第27条(傷病を被った場合の通知)に定める通知または第28条(保険金の請求)に定める請求を受けた場合は、傷病の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し当会社の指定する獣医師が作成した家庭どうぶつ診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

2 第1項に定める診断または死体の検案(死亡の事実を獣医学的に確認することをいいます。)のために要した費用は、当会社が負担します。

第31条(時刻)

保険金請求権は、第28条(保険金の請求)第1項に定める時から3年を経過した場合は、時刻によって消滅します。

第32条(代位)

1 損害が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の権利を取得した場合において、当会社

がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- (1) 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- (2) 第1号以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- 2 第1項第2号の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- 3 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する第1項または第2項に定める債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする書類および証拠の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社が負担します。

第33条(保険契約者の変更)

- 1 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、普通約款およびこの保険契約に適用される特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- 2 第1項に定める移転を行う場合は、保険契約者は書面または保険契約者本人を確認できるもの提示をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- 3 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に普通約款およびこの保険契約に適用される特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第34条(保険証券の不発行の特則)

当会社は、保険契約者の申出により、保険証券発行を行わないことがあります。この場合において、この保険契約の内容として電磁的方法で提供した事項および保険証券に代わる書面に記載した事項を、保険証券の記載事項とみなして、普通約款およびこの保険契約に適用される特約の規定を適用します。

第35条(被保険者が複数の場合の約款の適用)

保険証券等記載の被保険者(「本人」といいます。)が2名以上である場合は、それぞれ本人ごとに普通約款の規定を適用します。

第36条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第37条(準拠法)

普通約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1(第3条第2項関係)

- 1 保険期間が始まる前から被っていた家庭どうぶつ等の傷病および発症していた先天性異常
- 2 次にかけられる疾病およびこれらに起因する疾病。ただし、その疾病の発症日がその予防措置の有効期間内であった場合および獣医師の判断により予防措置を講じることができなかったと認められる場合を除きます。

犬パルボウイルス感染症、犬ジステンパーウイルス感染症、犬パラインフルエンザ感染症、犬伝染性肝炎、犬アデノウイルス2型感染症、狂犬病、犬コロナウイルス感染症、犬レプトスピラ感染症、フィリア感染症、猫汎白血球減少症、猫カリシウイルス感染症、猫ウイルス性鼻気管炎および猫白血病ウイルス感染症

- (3) 家庭どうぶつとの交配、妊娠、出産、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれらによって生じた症状および傷病
- (4) 乳歯遺残、停留歯、睫毛乱生、涙やけ、膺ヘルニア、そけいヘルニア、歯石取り、過長歯に起因するすべての処置(不正咬合を含みます。)および肛門脱肛(しり)
- (5) 第3号および第4号に定める処置に他の診療を併行して行った場合の第3号および第4号に定める処置(麻酔費用を含みます。)
- (6) 健康体に行われた検査後に症状原因または診断名が確定した場合のその検査費用(健康体を想定して行われた検査費用を含み、加療の効果を計るために治療の一環を構成する検査費用は含みません。)
- (7) 入院中の食餌に該当しない食物および療法食ならびに獣医師が処方する医薬品以外のもの(健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬、医薬品部外品等)
- (8) 中国医学(鍼灸を除きます。)、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法、酸素療法等の代替医療および減感作療法
- (9) シャンプー、薬用シャンプーおよび医薬品シャンプーおよびイヤークリーナー(いずれも、動物病院内で処置に用いられるものを除きます。)
- (10) 時間外診療費および往診料(ただし、家庭どうぶつが動物取扱業者から引き渡された日を初年度契約の保険期間の初日とする場合は、その初日から翌月の応当日前日までのものを、応当日がない場合は翌月末日までのものを除きます。)、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、予防目的のための初診料および再診料、文書料、入院または通院を行わず薬剤のみ配達される配達料およびこれらと同種の費用
- (11) カウンセリング料、相談料および指導料
- (12) 安楽死、遺体処置および解剖検査(ただし、第30条(当会社の指定する獣医師による診察等の要求)第2項に定める死体の検察のために要した費用は、除きます。)

別表2(第28条第2項関係)

保険金請求書類

提出書類	通院	入院	手術
保険金請求書	○	○	○
保険証券等(写)	○	○	○
診療費の支払を証明する診療明細書または当会社と提携する機関からのその費用の請求書 (注) その病院において診療明細書が発行されない場合は領収証	○	○	○
手術の内容を証明する獣医師の診断書	—	—	○

(注1) 動物病院発行の診療明細書もしくは領収証において、被保険者名、家庭どうぶつ名、受診日(通院、入院)

および手術の区別)、診療内容、診療項目ごとの金額内訳など保険金支払に必要な項目が明らかでない場合には、別途、獣医師が記入および押印した診療項目別診療明細書を当会社に提出しなければなりません。

(注2) 保険金を請求する場合は、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

ペット賠償責任特約

第1章 用語の説明

普通約款およびこの特約における用語の意味は、普通約款に定めるほか、次にかかげるとおりとします。

- (1) 被保険者
普通約款に定める被保険者から、民法(明治29年法律第89号)に定める責任無能力者を除いた者をいいます。
- (2) 責任無能力者
未成年者のうち、他人に損害を加えた時において、自己の行為の責任を弁識できる知識を備えていなかった者をいいます。
- (3) 他人
保険契約者および被保険者にあてはまらない者をいいます。
- (4) 身体の障害
傷害または疾病をいい、これらを原因とする後遺障害または死亡を含みます。
- (5) 財物の損壊
財物の滅失、き損または汚損をいいます。
- (6) 被害者等
身体の障害または財物の損壊を被った者である被害者をいい、被害者のほか損害賠償請求権を有する者を含みます。

第2章 保険金を支払う場合、支払わない場合

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、普通約款およびこの特約に従い、家庭どうぶつ等の行為に起因して、日本国内において生じた偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合は、その損害に対して、保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合—その1)

- 1 当会社は、保険期間が始まった後でも、保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- 2 当会社は、次にかかげる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意。なお、保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (2) 被保険者が狂犬病のワクチン接種を怠ったこと。
 - (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似し事または暴動
 - (4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波もしくは風水害等の自然災害
 - (5) 核燃料物質(使用済核燃料を含みます。)もしくは核燃料物質(前に同じ。)によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれら特性による事故
 - (6) (1)に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - (7) (3)から(6)までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第3条(保険金を支払わない場合—その2)

- 当会社は、被保険者が次にかかげる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 家庭どうぶつを使用して対価を得る職務の遂行に直接起因する損害賠償責任
 - (2) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - (3) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - (4) 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - (5) 被保険者または被保険者の指図による闘争行為に起因する損害賠償責任

第4条(保険金の範囲)

当会社が支払う保険金の範囲は、次にかかげるとおりとします。

- (1) 被保険者が被害者等に支払うべき損害賠償金
- (2) 第7条(事故発生時の義務)に定める損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- (3) 第7条に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- (4) 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないと判明した場合は、被保険者が被害者のために要した費用のうち、応急手当、搬送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- (5) 第8条(損害賠償責任解決の特例)に定める当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用
- (6) 損害賠償金に関する争訟について、被保険者が当会社の書面により同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他の権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

第5条(保険金の支払額)

- 1 1回の事故につき、当会社が支払うべき保険金の額は、次にかかげる算式によって算出した額とします。ただし、1回の事故につき、保険証券等記載の支払限度額を限度とします。
「被保険者が被害者等に対して負担する法律上の損害賠償責任の額」+「第4条(保険金の範囲)第2号から第5号までに定める費用」-「被保険者が被害者等に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合はその価額」-「保険証券等記載の免責金額」= 保険金の額
- 2 当会社は、第1項に定める保険金のほか、次にかかげる費用の合計額を支払います。

(1) 第4条第6号に定める費用

(2) 被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

1 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

- 第1項の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、それらの額の合計額を損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- 第2項における損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条(事故発生時の義務)

1 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを行わなければならない。

- (1) 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- (2) 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
- (3) 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければならない。

①事故の状況、被害者の住所および氏名または名称

②事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

③損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

(4) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

(5) 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。

(6) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。

(7) 他の保険契約等の有無および内容について遅滞なく当会社に通知すること。なお、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(8) 第1号から第7号までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときは、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う調査または傷病の調査に協力しなければならない。

2 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1項の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

(1) 第1項第1号に違反した場合は、発生または拡大を防止することができた認められる損害の額

(2) 第1項第2号および同項第3号または同項第6号から同項第8号までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

(3) 第1項第4号に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができた認められる額

(4) 第1項第5号に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

3 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1項第3号もしくは第8号の書面もしくは書類に事実と異なることを記載し、または書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条(損害賠償責任解決の特例)

1 当会社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければならないこととします。

2 被保険者が、正当な理由がなく第1項に定める協力ができないときは、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条(保険金の請求)

1 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が被害者等に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者等の間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から、それぞれ発生し、これを利用することができます。

2 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券等に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければならない。

(1) 保険金の請求書

(2) 被保険者が被害者等に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または被害者等の承諾があったことを示す書類

(3) 財物の損壊に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書および被害が生じた物の写真

(4) その他当会社が第10条(保険金の支払時期)第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできる書類または証拠として保険証券等において指定したの

3 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次にかかげる者のいずれかかその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

(1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

(2) 第1号に定める者がいない場合または第1号に定める者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

(3) 第1号および前号に定める者がいない場合または第1号および第2号に定める者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

または第2号以外の3親等内の親族

4 第3項の規定による被保険者の代理人から保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

5 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、第2項にかかげるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならないこととします。

6 当会社は、保険契約者または被保険者が、次にかかげる場合のいずれかにあてはまるときは、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(1) 正当な理由がなく第5項の規定に違反した場合

(2) 第2項または第5項の書類に事実と異なる記載をした場合

(3) 第2項または第5項の書類もしくは証拠を偽造または変造した場合

第10条(保険金の支払時期)

1 当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者が第9条(保険金の請求)第2項各号にかかげる書類のうち当会社が求めるものの提出を完了した日からの日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次にかかげる事項のすべてについて確認を終え、保険金を支払います。

(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者にあてはまる事実

(2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

(3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係

(4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無

(5) 第1号から第4号までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

2 第1項の確認をするため、次にかかげる特別な照会または調査が不可欠な場合は、第1項の規定にかかわらず、当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者が第9条第2項各号にかかげる書類のうち当会社が求めるものの提出を完了した日からの日を含めて次にかかげる日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

(1) 第1項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査調査結果の照会 180日

(2) 第1項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

(3) 第1項第3号のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

(4) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における第1項各号の事項の確認のための調査 60日

3 第1項および第2項にかかげる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を遅延し、またはこれに応じなかったもしくは必要な協力を行わなかった場合は、当会社は、これにより確認が遅延した期間については、第1項または第2項に定める期間に算入しないものとします。

4 第1項または第2項に定める保険金の支払は、保険契約者または被保険者が当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第11条(被害者等の先取特権)

1 被害者等には、被保険者の当会社に対する保険金請求権について、先取特権があります。ただし、第4条(保険金の範囲)第2号から第6号までに定める費用に対する保険金請求権を除きます。

2 当会社は、次にかかげる場合のいずれかにあてはまるときは、保険金を支払うものとします。

(1) 被保険者が被害者等に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

(2) 被保険者が被害者等に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者等に対して支払う場合

(3) 被保険者が被害者等に対してその損害の賠償をする前に、被害者等が第1項の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者等に対して支払う場合

(4) 被保険者が被害者等に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを被害者等が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被害者等が承諾した金額を限度とします。

3 保険金請求権は、被害者等以外の第三者に譲渡できません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または第2項第3号の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、同項第1号または第4号の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。また、この項における保険金請求権には、第4条(保険金の範囲)第2号から第6号までの費用に対する保険金請求権を含みません。

第12条(被害者等の権利と被保険者の権利の調整)

1 保険証券等記載の保険金額が、第11条(被害者等の先取特権)第2項第2号または第3号の規定により被害者等に対して支払われる保険金と被保険者が第4条(保険金の範囲)第2号から第6号までの規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って被害者等に対する保険金の支払を行うものとします。

第13条(時効)

1 保険金請求権は、第9条(保険金の請求)第1項に定める時から3年を経過した場合は、時効によって消滅します。ただし、被害者等の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合は、保険金請求権も消滅します。

【民法(明治29年法律第89号)に基づく期間の数え方】

・期間の初日は、算入しません。

・3年は、暦に従って計算します。

・月または年の初めから起算しない場合は、起算日に相当する日の前日に満了します。

・応当する満了日がない場合は、その月の末日に満了します。

第14条(普通約款の読替)

1 当会社は、この特約においては、普通約款を次にかかげるとおりに読み替えて適用します。

(1) 普通約款第1章第5号②中「傷病の原因が生じた時」とあるのは「損害の原因となった事故発生の時」

(2) 普通約款第20条(重大事由による解除)第1項第1号および第3項中、「傷病」とあるのは「損害」

(3) 普通約款第20条第4項

通信販売特約

用語の説明

普通約款およびこの特約における用語の意味は、普通約款に定めるほか、次にかかげるとおりとします。

通知内容

引受条件、保険料、保険料の払込期日、保険料の払込方法および重要事項の説明等をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者から第2条(保険契約の申込み)に規定する保険契約の申込みがあり、かつ、当会社がこれを承認した場合に適用されます。

第2条(保険契約の申込み)

1 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする場合は、次にかかげる方法のいずれかによります。

区分	保険契約の引受確認	保険料の払込確認
(1) 保険契約申込書(告知書を含みます。)に当会社が求める事項を記載し、当会社または代理店に送付する方法	当会社は、送付された保険契約申込書に基づき、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う場合は、通知内容を記載した書面(以下「通知書」といいます。)を保険契約者に送付または通知内容を通信手段をもって通知するものとします。	保険契約者は、通知内容に同意して、保険契約を締結する場合は、払込期日までに、払込方法に従って、保険料を払い込むものとします。当会社は、保険料の払込みを確認した場合は、保険証券等を保険契約者に送付または通信手段によって通知するものとします。
(2) 情報処理機器等の通信手段(以下「通信手段」といいます。)を媒介とし、当会社または代理店に対し、保険契約申込みの意思を表示(以下「契約意思の表示」といいます。)する方法	当会社は、契約意思の表示内容に基づき、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う場合は、通知内容を通信手段をもって保険契約者に通知するものとします。	当会社は、契約意思の表示内容に基づき、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う場合は、通知内容を通信手段をもって保険契約者に通知するものとします。

2 第1項第2号の規定にかかわらず、当会社は、保険契約者が動物取扱業者で家庭どうぶつの購入と同時に契約意思の表示をして保険契約を締結し保険料を払い込んだ場合は、保険証券等を保険契約者に送付または通信手段をもって通知するものとします。

3 保険契約者により保険契約申込書が所定の期間を超えて当会社に送付された場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約の申込みがなかったものとして取り扱います。

第3条(保険料の払込方法)

1 保険契約者は、通知内容に従い、保険料を払い込むものとします。

2 通知内容における払込期日は、この保険契約に適用されている普通約款および他の特約に払込期日に関して別の規定がある場合を除き、保険期間の初日までの当会社が定める日とします。

第4条(保険料を払い込まない場合の保険契約の解除)

当会社は、払込期日までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

特定傷病除外特約

第1条(保険金を支払わない場合の追加)

1 当会社は、この特約に従い、普通約款第3条(保険金を支払わない場合—その2)第4項として、次のとおり追加して適用します。

「4 当会社は、保険証券等記載の傷病を被ったことによって被保険者が負担した診療費に対しては、保険金を支払いません。」

2 第1項の規定は、家庭どうぶつことに適用します。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

待機期間不適用特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、当会社が待機期間の不適用を認めた場合で、保険証券等の特約欄に「待機期間不適用特約」の記載がある場合に適用されます。

第2条(保険金を支払わない場合の適用除外)

当会社は、この特約に従い、普通約款第1章用語の定義第3号に定める待機期間の規定を適用しません。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

4 保険契約者または被保険者が第1項第3号①から⑤までのいずれかにあてはまることにより、第1項または第2項の規定による解除がなされた場合には、第3項の規定は、第1項第3号①から③までまたは⑤のいずれにもあてはまらない被保険者が負担した診療費に対しては、適用しません。

とあるのは

4 保険契約者または被保険者が第1項第3号①から⑤までのいずれかにあてはまることにより、第1項または第2項の規定による解除がなされた場合には、第3項の規定は、次の損害に対しては、適用しません。

① 第1項第3号①から③までまたは⑤のいずれにもあてはまらない被保険者に生じた損害

② 第1項第3号①から③までまたは⑤のいずれかにあてはまる被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第15条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

継続契約特約

用語の説明

普通約款およびこの特約における用語の意味は、普通約款に定めるほか、次にかかげるとおりとします。

保険事故

この保険契約により保険金支払の対象となる損害を生ずることのある事由をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第2条(保険契約の継続)

1 この保険契約の保険期間の末日の翌日の属する月の3か月前の末日(以下「意思表示期限」といいます。)までに、当会社または保険契約者のいずれか一方よりこの特約を適用しないことの意味表示がない場合には、この保険契約の保険期間の末日と同一の内容で継続するものとします。以後毎年同様とします。

2 家庭どうぶつの年齢の進行または体重の変化等により、その家庭どうぶつに適用する保険料が変更となる場合には、第1項の規定にかかわらず、継続契約の保険料(以下「継続保険料」といいます。)を変更するものとします。

3 第2項を適用するにあたり、家庭どうぶつが犬の混血種で初年度契約における年齢が0歳の場合において、保険契約者からその家庭どうぶつの体重の確認が得られなかったときは、この特約を適用しません。

4 第1項の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。この場合継続契約の締結は、意思表示期限の翌日になされたものとします。

第3条(継続保険料)

1 継続保険料の額は、保険証券等記載の金額とします。

2 継続保険料は、家庭どうぶつの年齢の進行または体重の変化等の条件によって定めるものとします。

3 この保険契約に適用した保険料を改定した場合は、当会社は、保険料が改定された日以後、この特約により保険期間が始まる継続契約の継続保険料を変更します。

4 保険契約者は、継続保険料をこの保険契約の保険期間の末日までに払い込むものとします。

第4条(継続初回保険料の払込猶予期間)

1 継続契約の保険証券等に初回保険料の払込期日(以下「初回払込期日」といいます。)の記載がある場合において、継続初回保険料が払い込まなかったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認める場合は、当会社は、普通約款第11条(保険料の払込方法等)第2項第2号中の「初回払込期日の属する月の翌月末」を「初回払込期日の属する月の翌々月末」と読み替えてこの特約の規定を適用します。

2 第1項の場合は、当会社は、保険契約者に対して口座振替が可能となる月の前月までの保険料をわざわざ請求できるものとします。

第5条(継続初回保険料を払い込まない場合の保険契約の解除)

1 当会社は、初回払込期日の属する月の翌々月末までに、継続初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

2 第1項の規定による解除は、継続契約の保険期間の初日からその効力を生じます。

第6条(団体扱・集団扱特約適用契約への不適用)

第4条、第5条の規定は、団体扱・集団扱特約適用契約には適用しません。

第7条(継続契約に適用される特約)

1 継続契約には、この保険契約に適用された特約が適用されるものとします。

2 第1項の規定にかかわらず、保険契約者から特約の追加または削除の申出がある場合は、追加または削除した特約を継続契約に適用するものとします。

3 第1項および第2項の規定にかかわらず、当会社は、特約の適用条件により自動的に適用されることとなる特約は継続契約に適用し、特約の適用条件により自動的に適用されないこととなる特約は継続契約へ適用しないこととします。

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

包括契約特約(毎月精算方式)

用語の説明

普通約款およびこの特約における用語の意味は、普通約款に定めるほか、次にかかげるとおりとします。

保険事故

この保険契約により保険金支払の対象となる損害を生ずることのある事由をいいます。

第1条(暫定保険料)

- 1 保険契約者は、初年度契約の締結と同時に保険証券等記載の暫定保険料(以下「暫定保険料」といいます。)を当会社に払い込まなければなりません。
- 2 普通約款第2条(保険金を支払わない場合-その1)第1項の規定およびこの保険契約に適用される他の特約に定める保険料額取前に生じた保険事故(その原因を含みます。)に関する規定は、暫定保険料に適用するものとします。
- 3 当会社と保険契約者の間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合は、この保険契約の継続に際して払い込むべき暫定保険料を、第4条(確定保険料)第3項に定めるこの保険契約の差額精算と同時に、払い込まなければなりません。この場合において、暫定保険料が払い込まれない場合は、第2項の規定を適用するものとします。

第2条(帳簿の備付け)

- 1 保険契約者は、被保険者(本人)の氏名、家庭どうぶつ数その他の当会社が必要とする事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
- 2 保険契約者が正当な理由がなく第1項の規定による要求に応じない場合は、当会社は、保険金を支払いません。

第3条(通知)

- 1 保険契約者は、保険証券等記載の通知日までに、1か月間の家庭どうぶつ数その他の当会社が必要とする事項を、書面または情報処理機器等の通信手段を媒介とする通知により、当会社に通知しなければなりません。
- 2 第1項の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知にかかわる保険事故に対しては、保険金を支払いません。
- 3 第1項の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を払い込まなければなりません。

第4条(確定保険料)

- 1 保険契約者は、第3条(通知)第1項の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料(以下「確定保険料」といいます。)を保険証券等記載の払込期日(以下「払込期日」といいます。)までに払い込まなければなりません。
- 2 保険契約者が第1項に定める確定保険料の払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、その確定保険料を算出するための通知にかかわる保険事故に対しては、保険金を支払いません。
- 3 暫定保険料は、最終の払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第5条(普通約款の読替)

- 当会社は、この特約においては、普通約款を次にかかげるとおりに読み替えて適用します。
- (1) 普通約款第20条(重大事由による解除)第1項第3号中「保険契約者または本人(「保険証券等記載の被保険者」をいいます。)」とあるのは「保険契約者」
 - (2) 普通約款第20条第2項
「2 当会社は、本人以外の被保険者が第1項第3号①から③までまたは⑤のいずれかにあてはまる場合には、保険契約者に対する書面をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。」
とあるのは
「2 当会社は、下表の左欄のいずれかにあてはまる場合は、保険契約者に対する書面をもって、下表の左欄に対応する右欄の部分を解除することができます。」

本人が第1項第3号①から③までまたは⑤のいずれかにあてはまるとき	その本人のほか、その本人の普通約款第1章用語の説明(5)①アからウまでにあてはまる者に係る部分
本人以外の被保険者が第1項第3号①から③までまたは⑤のいずれかにあてはまるとき	その被保険者に係る部分

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

包括契約特約(一括精算方式)

用語の説明

普通約款およびこの特約における用語の意味は、普通約款に定めるほか、次にかかげるとおりとします。

保険事故

この保険契約により保険金支払の対象となる損害を生ずることのある事由をいいます。

第1条(暫定保険料)

- 1 保険契約者は、保険契約締結と同時に保険証券等記載の暫定保険料(以下「暫定保険料」といいます。)を当会社に払い込まなければなりません。
- 2 普通約款第2条(保険金を支払わない場合-その1)の規定およびこの保険契約に適用される他の特約に定める保険料額取前に生じた保険事故(その原因を含みます。)に関する規定は、暫定保険料に適用するものとします。

第2条(帳簿の備付け)

- 1 保険契約者は、被保険者(本人)の氏名、家庭どうぶつ数その他の当会社が必要とする事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
- 2 保険契約者が正当な理由がなく第1項の規定による要求に応じない場合は、当会社は、保険金を支払いません。

第3条(通知)

- 1 保険契約者は、保険証券等記載の通知日までに、1か月間の家庭どうぶつ数その他の当会社が必要とする事項を、書面または情報処理機器等の通信手段を媒介とする通知により、当会社に通知しなければなりません。
- 2 第1項の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知にかかわる保険事故に対しては、保険金を支払いません。
- 3 第1項の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を払い込まなければなりません。

第4条(確定保険料)

- 1 保険契約者は、保険期間終了に際し、第3条(通知)第1項の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料(以下「確定保険料」といいます。)と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- 2 保険期間の途中で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えたときは、保険契約者は、当会社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- 3 保険契約者が第2項に定める追加暫定保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収した時までの間に生じた保険事故に対しては、保険金を支払いません。

第5条(普通約款の読替)

- 当会社は、この特約においては、普通約款を次にかかげるとおりに読み替えて適用します。
- (1) 普通約款第20条(重大事由による解除)第1項第3号中「保険契約者または本人(「保険証券等記載の被保険者」をいいます。)」とあるのは「保険契約者」
 - (2) 普通約款第20条第2項
「2 当会社は、本人以外の被保険者が第1項第3号①から③までまたは⑤のいずれかにあてはまる場合には、保険契約者に対する書面をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。」
とあるのは
「2 当会社は、下表の左欄のいずれかにあてはまる場合は、保険契約者に対する書面をもって、下表の左欄に対応する右欄の部分を解除することができます。」

本人が第1項第3号①から③までまたは⑤のいずれかにあてはまるとき	その本人のほか、その本人の普通約款第1章用語の説明(5)①アからウまでにあてはまる者に係る部分
本人以外の被保険者が第1項第3号①から③までまたは⑤のいずれかにあてはまるとき	その被保険者に係る部分

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

精算特約(一括精算方式用)

当会社は、この特約に従い、包括契約特約(一括精算方式)第4条(確定保険料)第1項を次のとおり読み替えて適用します。

- 「1 当会社は、次のいずれかにあてはまる場合は、第3条(通知)第1項の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料(以下「確定保険料」といいます。)と暫定保険料の間でその差額を精算します。
(1) この保険契約が失効または解除となる場合
(2) この保険契約の保険期間の末日の翌日を保険期間の初日とする保険契約を締結しない場合」

団体扱・集団扱特約

用語の説明

普通約款およびこの特約における用語の意味は、普通約款に定めるほか、次にかかげるとおりとします。

- (1) 一括払
年額保険料または追加保険料を一括して払い込むことをいいます。
- (2) 覚書
「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。
- (3) 集金契約
「保険料の集金に関する契約」をいいます。
- (4) 集金者
当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
- (5) 集金日
集金契約に定める払込期日をいいます。
- (6) 団体
官公署または公社、公団、会社等の企業体をいい、法人・個人の別を問いません。
- (7) 追加保険料
覚書に定める追加保険料をいいます。
- (8) 未払込保険料
分割払における年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。また、追加保険料を含みます。

第1条(特約の適用等)

1 この特約は、保険契約者が、この特約にしたがい、集金者を經由して保険料を払い込むことについて同意し、保険証券等にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。ただし、この保険契約が当社の定めるこの特約適用条件に該当し、集金者がこの保険契約の締結を認めている場合に限りです。また、保険契約者は下表のいずれかに該当するものに限りです。

(1) 団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること、またはその団体を退職した者であること
(2) 当社の承認する団体およびその構成員(1)であること

2 この特約の適用にあたっては、特に記載のないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約ごとにこれを適用します。

(1) 団体およびその構成員の役員または従業員を含みます。

第2条(保険料の払込方法)

1 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結時に定めた回数および金額にしたがい払い込むものとし、初回保険料を下表のいずれかの方法により、払い込まなければなりません。

(1) この保険契約の締結と同時に直接当社に払い込む方法
(2) クレジットカード払特約に規定するクレジットカード払の方法により直接当社に払い込む方法
(3) 集金契約に定めるところにより、集金者を經て払い込む方法

2 保険料の払込方法が一括払以外の場合には、保険契約者は、第2回目以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を經て払い込まなければなりません。

第3条(傷病の原因が生じた時が初回保険料払込前である傷病)

1 初回保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を經て払い込まれる場合には、傷病の原因が生じた時が初回保険料領取前である傷病に対しては、この保険契約に適用される普通約款および他の特約に定める傷病の原因が生じた時が初回保険料領取前である傷病の取扱いに関する規定を適用しません。

2 初回保険料の払い込まれる前に第6条(特約の失効または解除)の規定によりこの特約が効力を失った場合に、第7条(特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)第1項に規定する期日までに未払込保険料の全額が払い込まれないときは、第1項の規定は適用しません。

第4条(追加保険料の払込み等)

1 この条の規定は、集金者と当社との間に覚書が締結されている場合に適用されます。

2 普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を經て追加保険料を払い込むことができますものとし、ます。

3 普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合において、第2項の規定を適用しないときには、保険契約者は集金者を經ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。

4 普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に基づき当社が保険料を返還する場合には、当社が認める場合にかぎり、当社の定める日に集金者を經て行うことができるものとし、ます。

5 第4項の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第5条(保険料領収証の発行)

当社は、集金者を經て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者からの請求に基づき集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第6条(特約の失効または解除)

1 この特約は、下表の左欄のいずれかに該当する事実が発生した場合には、対応する下表の右欄に規定する時から将来に向かってその効力を失います。

事由	集金不能日等
(1) 集金契約が解除されたことにより集金者による保険料の集金が不能となった場合	集金が不能となった最初の集金日
(2) 口座振替方式の場合において、保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の属する月の翌月末までに集金されなかったことが発生したとき。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金日まで当社に払い込んだ場合を除きます。	集金日の属する月の翌月末
(3) 保険契約者が団体を退職(ただし、集金契約に定めるところにより集金される場合を除きます。)した場合。ただし、保険契約者が、退職(ただし、集金契約に定めるところにより集金される場合を除きます。)した後も引続きこの特約にしたがい保険料を払い込むことを集金日の属する月の翌月末までに当社に通知した場合を除きます。	集金が不能となった最初の集金日
(4) 口座振替方式以外の場合に、(1)、(3)および(5)以外の理由により集金者による保険料の集金が不能となったとき。	集金が不能となった最初の集金日

事由	集金不能日等
(5) 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなったことを受けた場合	この保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった事実が発生した日

2 当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。ただし、この規定は、第1条(特約の適用等)第1項の表の(1)に規定する団体または同表の(2)に規定する団体ごとに適用します。

3 第1項の表の(1)もしくは同表の(5)の事実が発生した場合または第2項の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は遅滞なく、保険契約者に対して書面をもってそのことを通知します。

第7条(特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

1 第6条(特約の失効または解除)第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合は、保険契約者は、次に定める期日までに、未払込保険料の全額を集金者を經ることなく、一括して当社に払い込まなければなりません。

この特約が効力を失った場合	(口座振替以外) 集金不能日の属する月の翌々月末 (口座振替) 集金不能日の属する月の翌月末
この特約が解除された場合	(口座振替以外) 解除日の属する月の翌々月末 (口座振替) 解除日の属する月の翌月末

2 第1項の場合に、集金者に集金された保険料が当社へ払い込まれないときは、その保険料は第1項の未払込保険料に含まれます。

第8条(未払込保険料不払の場合の免責)

当社は、第7条(特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)第1項に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等またはこの特約の解除日のうちいずれか早い日(1)から未払込保険料の全額を領取するまでの間に原因が生じた傷病に対しては、保険金を支払いません。

(1) 当社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めた場合は、保険期間の初日とします。

第9条(解除-未払込保険料不払の場合)

1 当社は、第7条(特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)第1項に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合において、分割払特約第7条(第2回目以降の分割保険料を払い込まない場合の保険契約の解除)、初回保険料払特約(新規用)第5条(初回保険料を払い込まない場合の保険契約の解除)および初回保険料払特約(継続用)第4条(継続初回保険料を払い込まない場合の保険契約の解除)の規定は適用しません。

2 第1項に規定する解除は集金不能日等またはこの特約の解除日のうちいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日の翌日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

3 第1項の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、分割払特約第8条(第7条以外の保険契約の解除)の規定を準用します。

第10条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

入院および手術のみの支払特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券等の特約欄に「入院および手術のみの支払特約」の記載がある場合に適用されます。

第2条(普通約款の読替え)

当社は、この特約に従い、普通約款第1条(保険金を支払う場合)の規定を次にかかげたとおりに読み替えて適用します。

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が負担した入院および手術の診療費が次にかかげる両方にあてはまる場合は、その診療費に対して、普通約款に従い保険金を支払います。

- 1) 家庭どうぶつが傷病を被ったことによる診療費であること。
- 2) 保険期間中、かつ、日本国内での診療による診療費であること。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。